

埼玉建設工事関係者連絡会議 構成員取組状況

構成員名称	発注機関の取組				発注機関及び工事施工者が協力した取組		
	安全及び健康の確保のための経費の適切かつ明確な積算に関する事	安全及び健康に配慮した工期の設定に関する事	施工時期の平準化に関する事	その他、現場の安全衛生活動の促進に関する事	現場の安全性の点検に関する事	緊急時の相互連絡体制の整備に関する事	その他、現場の安全衛生活動の促進に関する事
国土交通省関東地方整備局 企画部技術調査課	・熱中症対策に資する現場管理費の補正 ・完全週休2日推進のため、週休2日適用工事の労務費、共通仮設費、現場管理費の補正 ・書類作成の経費や下請けの本社経費などの増加による現場管理費の見直し ・現場、維持関係等工事(11工種)において、移動時間を踏まえた積算の適正化	・猛暑日日数を雨休率に加えた工期設定の運用	・平準化国債の活用により年度末における工事量の集中を回避	・重点的安全対策の策定 ・工事事故発生事例の周知	・安全パトロールの実施	・「重大事故」に係わる連絡体制を構築	・安全協議会の開催 ・ウィークリースタンスの実施
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	間接経費を適切に計上している(安全費、現場環境改善費、営繕費等)。	週休二日制適用工事の発注・推進をしている。	工事内容ごとに適切な工程を確保するよう適宜、国債工事等の発注・推進をしている。	安全協議会の年1回開催及びWEB会議を活用した臨時安全協議会の開催	各出張所で月1回行う安全パトロールに事務所幹部職員が参加	施工計画に記載される連絡体制の確認	安全協議会の開催及び出張所(出先機関)による事故情報等の周知
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	現場環境改善費率計上の対象から、避暑(熱中症予防)・防寒対策を切り離し、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費(率)の50%まで積上げ計上する積算方法に変更。	週休2日制工事の実施	フレックス(余裕期間制度)の設定	事務所の安全協議会を年1回実施(安全標語の募集・表彰) (安全取組み事例発表:受注工事から募集) 安全衛生活動に関する情報提供を適宜実施	毎月、各出張所の安全パトロールを事務所職員、出張所職員、工事受注者と実施	施工計画書において、緊急連絡網を整備	事務所の安全協議会を開催(労働基準監督所を招いて講演)(職員と受注業者が参加)
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	月単位の週休2日制や猛暑日の補正	猛暑日日数を雨休率に加えた工期設定	余裕期間の設定	安全協議会(1回/年)の開催	各出張所による工事安全パトロール(1回/月)の実施	施工計画書に記載される連絡体制の確認	工事事故発生事例など上部機関からの情報の共有
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	週休二日制工事の適用、熱中症対策に資する現場管理費の補正、建設機械の回送時間・移動時間を考慮した歩掛	余裕期間制度の活用、週休二日制工事の実施。	国債工事等の活用による工期設定、余裕期間制度の活用。	事務所安全協議会を1回/年実施(必要に応じて臨時安全協議会を開催)し、安全衛生活動に関する情報提供を実施。	毎月の安全パトロールによる安全性の確認	緊急連絡網の整備	毎週の工程会議を利用して、事故事例等の関係者共有を随時実施。
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	・間接工事費の率による積算 ・真夏日を設定し、熱中症対策に必要な経費として現場管理費を補正	・施工時のパーティー数を考慮した、無理のない工期の設定	・2年国債等を活用した工期設定 ・必要に応じて適切に繰越を行い、年度を跨いで工期延伸	・契約図書に安全衛生に関する事項を記載 ・遠隔臨場の活用 ・快適トイレの設置を促し、協議により必要費用を計上	・出張所(出先機関)による安全パトロールを毎月実施 ・事務所による安全パトロールを年2回実施	・緊急時の連絡体制を構築	・出張所(出先機関)による安全協議会を毎月実施 ・事務所による安全協議会を年2回(6月・11月)実施(外部講師による講話等)
国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所	直轄土木工事における適正な工期設定指針により適切な工期を設定。週休2日の補正、熱中症を考慮した猛暑日補正などを積算に反映。	直轄土木工事における適正な工期設定指針により適切な工期を設定。熱中症を考慮した猛暑日補正による雨休率を採用。令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事は、完全週休2日制を適用。	繰越、翌債を積極的に活用し施工時期の平準化を図る。	北首都国道事務所工事等安全協議会を開催し、受発注者で安全活動を実施。	出張所、監督官詰所毎に安全協議会を実施。各安全協議会で安全パトロールを行い現場の点検を行っている。	施工計画書作成時に相互の連絡体制の徹底を指示。	工事現場においては、新規入場者による事故が多いことから新規入場者向けの安全教育を実施。事務所全体の安全協議会を年2回実施。
埼玉県 県土整備部	○「公共事業労務費調査」に基づく積算労務単価の適宜改定。 ○実勢価格を勘案した積算資材価格の適宜改定。 ○「契約時における確認票」「施工体制チェックポイント」等による下請契約の適正化に関する確認。 ○施工体制に関する一斉点検における現場確認。 ○原則として全ての工事を発注者指定による週休2日制を適用し、補正した単価で積算を実施。	○工事の積算基準等に基づく適切な工期の設定。 ○「設計変更ガイドライン」への対象ケース、事例等の明示及び適切な運用。 ○県土整備部発注の土木工事において、一部の省略できる工事を除き全ての工事で、公告時に積算参考資料として工事工程表を掲載。 ○土木工事における適正な工期設定の考え方の冊子を受注者に対しても公開し、受発注者間の工期変更の調整ツールとして使用してもらっている。	○ゼロ債務負担行為・複数年債務負担行為の設定。 ○発注準備工事による積算の前倒し ○9・12月県議会での早期繰り越しの設定。 ○年度当初に工事・委託業務の発注見通しを公表。	○熱中症対策工事(猛暑日の工期延長、対策費用(現場管理費)補正)の試行。 ○施工の安全に関する国や県の要綱等の周知徹底。	○工事事故報告による災害発生状況等の把握。 ○工事成績評価において「安全対策」の項目を設けており、現場の安全性の確保について醸成を図っている。	○施工計画書への記載。 ○大型連休中における連絡体制の確保依頼。	○工事契約の際の請負代金内訳書への法定福利費の別枠明示と適正額の確認の徹底。 ○工事成績評価において「安全対策」の項目を設けており、災害防止協議会等の実施を加点項目としている。

	構成員名称	工事施工者の取組			発注機関及び工事施工者が協力した取組			
		適正な請負代金の額、工期等の設定に関すること	設計、施工等の各段階における措置(元請負人、下請負人の役割分担、自主的な安全衛生活動の促進等)に関すること	安全及び健康に関する意識の向上に関すること(教育等)	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等に関すること(社会保険等の加入の徹底、CCUSの活用、働き方改革の推進等)	現場の安全性の点検に関すること	緊急時の相互連絡体制の整備に関すること	その他、現場の安全衛生活動の促進に関すること
工事施工者	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	時間外労働の上限規制の徹底を図っていききたい。	本年度で三年目を迎えた「一人KY推進運動 埼玉」を要に周知を計り、会員事業場に賛同を強く呼びかける。	本年度においても規則に定められた講習、事業主に代わって実施する特別教育、出前教育として「建設工事に従事する安全教育」等、積極的に取り組んで行く。		県内9分会に於いて、安全指導者(支部より委嘱)により積極的に安全パトロールを実施している。		厚生労働省に於いて実施している「高度安全機械等導入支援」を会員事業場に周知し、導入の促進を図っている。 個別企業に対し、安全研修講習、事業場で実施する安全パトロールに同行し、指導を実施している。
	一般社団法人埼玉県建設業協会	・価格高騰によるスライド条項の活用を図ったり、設計変更ガイドラインに基づき設計変更手続きを進めたりしている。また、発注者との工事工程の共有化を図って円滑に工事が進むようしている。 ・第三次担い手3法の徹底について各関係機関へ要望を行った。	・発注者に確認しながら各現場に応じた施工計画を作成し、施工手順や安全管理の内容などを明確にして工事を進めている。また、施工体制台帳を作成して現場に備えている。	・安全衛生教育に関する講習会等に参加し、安全及び健康に対する意識向上を図っている。	・社会保険加入促進や、建設CCUSへの普及促進を進めた。 ・当協会内部で設置した委員会において、働き方改革の推進について検討し、会員企業の取り組み状況をYouTubeで動画配信している。(埼玉県建設業協会のホームページにリンクを設けています。)	・各現場においてパトロールを実施し、受発注者間の共通認識のもと必要な改善を行ったりして、安全性の向上に努めている。 ・令和6年に建設現場で死亡労働災害が多発したことを受けて、令和6年6月に埼玉労働局長より「緊急警報」の発令と労働災害防止の一層の取組について要請があり、会員企業において工事現場の安全点検を実施した。	・国土交通省関東地方整備局と当協会は、「災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結し、緊急時の連絡体制を強化している。 ・埼玉県とも「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、緊急時の連絡体制を強化している。	・国や県からの安全衛生活動に関する通知等を全会員に周知し、工事現場の安全管理に努めている。
	一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会	○当連合会において、令和6年度に埼玉県に対して次の事項を要望した。 ・下請けになることの多い専門工事業における価格転嫁の推進について。 ・週休2日制を実現できる適正な工期の確保について。		○当連合会において、令和6年度に「若手技術者・技能者を中心とした安全衛生レベルアップ講座」を4回開催した。	○当連合会において、令和6年度に埼玉県に対して働き方改革の推進について要望した。			
埼玉住宅工事安全協議会	・建築資材高騰による売価の見直し ・職人不足による工期延長の促進 ・猛暑時の工期見直し	元請負人 ・安全大会の実施し、各協力会社に参加し安全意識を高める。 ・現場パトロールの実施し、危険個所の排除をする。 ・熱中症の講習会を受け、緊急対応ができる知識を身に着ける。 ・発生した労働災害の原因を確認し対策に実施。 ・他社の労災事例をもとに自社内への注意喚起 下請負人 ・元請けから受けた指導内容を作業員に伝達し、対策の実施。 ・労災事例の周知と注意喚起 ・作業前の足場の点検	・各現場毎の新規入場者教育の実施 ・年1回の健康診断実施の促進及び確認 ・安全教育講座受講の案内と推進 ・協力業者と合同による安全パトロールの実施 ・外部安全衛生大会への参加 ・熱中症対策対応講座受講の推進 ・全国安全週間の発表 ・全国衛生週間の発表	一人親方の労災保険加入状況の確認及び促進(年1回) ・キャリアアップ制度に準じた報奨金の設定 ・作業者に対する表彰制度の導入 ・協力会社への表彰制度の導入	・外部足場作業前の点検票記入 ・年2回の安全パトロール実施 ・工具点検の実施し、検査済シール添付 ・脚立使用状況の確認 ・上棟時のレッカー作業確認 ・熱中症対策実施の確認 ・化学物質の対策の実施	・安全衛生ファイルへに緊急時連絡先をファイリング ・高齢者についてはふたり作業の実施 ・年一回の作業員の連絡先の確認	・夏季の熱中症対策(クーラーボックスの貸与、タブレットの支給等) ・化学物質に対するリスクアセスメント ・	